

ドローン総合保険制度 加入者証（施設賠償責任保険）

この度は、一般社団法人ドローン操縦士協会 ドローン総合保険制度にご加入いただきありがとうございます。  
ご加入の覚えとして本加入者証をお渡し致します。保険金請求その他のご相談・ご連絡は下記取扱代理店までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

- |             |   |   |
|-------------|---|---|
| 1. 加入者名     | : | ドローンパイロットレバレッジ 亀田 信利 様  |
| 2. DPA-ID   | : | 00444   |
| 3. 被保険ドローン  | : | 09YBJI0R400BJ・0ABDH833030415  |
| 4. 証券番号     | : | Y197394241  |
| 5. 保険期間     | : | 2024年2月1日 ～ 2025年2月1日   |
| 6. ドローン所有者  | : | 加入者と同じ  |
| 7. 加入プラン    | : | S2  |
| 8. 保険金額     | : | 1000000千円   |
| 9. 補償範囲     | : | 国内一円  |
| 10. 免責金額    | : | 0円  |
| 11. 求償権不行使先 | : | 保険の対象となるドローンの操縦者  |
| 12. 補償内容    | : | ・法律上の損害賠償金 CSL 10億円<br>・追加被保険者特約<br>・人格権侵害担保特約、宣伝侵害担保特約<br>保険金支払限度額 1名50万円/1事故5億円<br>・訴訟対応費用担保特約<br>保険金支払限度額 1事故1,000万円<br>・初期対応費用担保特約<br>保険金支払限度額 1事故150万円<br>但し、身体障害を被った被害者への見舞費用については<br>1名3万円が限度となります。<br>・被害者治療費用担保特約<br>保険金支払限度額 1名 50万円/1事故 主契約と同じ<br>・財物損壊の範囲拡大に関する特約<br>保険金支払限度額 1事故・期間中 1,000万円 |

**ご注意**

- (1) この保険契約は、一般社団法人ドローン操縦士協会と弊社との間に締結されたもので、保険証券は一般社団法人ドローン操縦士協会の代表者の方にお渡ししております。  
(2) この加入者証は加入者の方の覚えであり、保険契約上の効力は保険証券が有しております。  
(3) ご加入いただいております保険内容につきましては、加入者証およびパンフレットをご参照ください。

**【取扱代理店】**

**株式会社インシュアランス サービス**

東京法人営業部 営業時間：平日午前9時～午後5時

TEL:03-5357-7298 FAX:03-6893-4981

URL:<http://www.inss.jp> E-MAIL:

dorone@inss.jp

※お問い合わせの際は協会発行のライセンスカードに記載  
されているライセンス番号をお知らせください。

**【引受保険会社】**

東京海上日動火災保険株式会社

航空宇宙・旅行産業部 航空営業課

〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1

大手町ファーストビルWEST9階

**東京海上日動火災保険株式会社**